

ヒト幹細胞臨床研究実施計画の変更について (東海大学医学部)

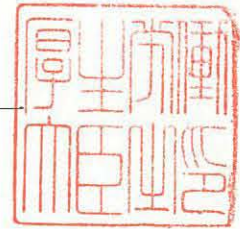
- 諮問及び付議 P1
- ヒト幹細胞臨床研究実施計画変更報告書及び概要 P3
- ヒト幹細胞臨床研究実施計画変更報告書 P5

大

厚生労働省発医政第 1008006 号
平成 20 年 10 月 8 日

厚生科学審議会会長
久 道 茂 殿

厚生労働大臣 舩添 要



諮 問 書

下記のヒト幹細胞臨床研究実施計画の重大な変更について、その医療上の有用性及び倫理性に関し、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 8 条第 1 項イ及びヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

1. 平成 20 年 7 月 17 日に東海大学医学部長から提出された「自家骨髄間葉系幹細胞により活性化された椎間板髓核細胞を用いた椎間板再生研究」計画の実施計画の一部の変更

厚科審第17号
平成20年10月8日

科学技術部会部会長

垣添忠生 殿

厚生科学審議会会長

久道



ヒト幹細胞臨床研究実施計画について（付議）

標記について、平成20年10月8日付け厚生労働省発医政第1008006号をもって厚生労働大臣より諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。